

**「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」
の取組状況等について(令和5年度)**

滋 賀 県
(令和6年9月)

目 次

はじめに	… 2
1 相談対応について	
(1)条例における相談対象	… 3
(2)相談体制と助言・あっせんの仕組み	… 4
(3)障害者差別解消相談員	… 4
(4)地域アドボケーター(地域相談支援員)	… 4
2 相談実績	
(1)令和4年度相談概要について	… 5
(2)相談件数等のクロス表	… 8
(3)相談事例	… 9
(4)相談活動のまとめ	… 11
3 その他の活動状況	
(1)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催	… 12
(2)地域アドボケーター、市町担当者情報交換会の開催	… 12
(3)普及・啓発活動	… 12
4 課題に対する今後の取組	
(1)事業者・県民への普及・啓発等について	… 14
(2)関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について	… 14
(3)最後に	… 15
参考資料	
(1) 条例における分野別規定	
(2) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員名簿	
(3) 滋賀県地域相談支援員(地域アドボケーター)名簿	

はじめに

この報告書は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(以下、「条例」といいます。)施行後の取組状況や障害者差別等に関する令和5年度の相談対応の状況等を取りまとめたものです。

条例の基本理念に定める「当事者間の建設的な対話による相互理解」により、差別を解消するためには、どのような行為が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要なのか、県民の皆さんが共通した認識を持つことが必要です。

また、条例の前文で、「障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現することは、私たち県民に課せられた責務」とされており、この条例が目指す共生社会の実現への道標としてこの報告書がその参考になることを願っています。

これまで条例で事業者による合理的配慮の提供が義務となっていました。令和6年からは障害者差別解消法においても義務となったところです。

この報告書に記載している相談実績や差別、合理的配慮の事例等から共生社会の実現のために、行動していただくきっかけになればと思います。

1 相談対応について

(1) 条例における相談対象

この条例では、県内で発生した次に掲げる事案を相談活動の対象としています。

① 障害を理由とする差別(不当な差別的取扱い)

条例では、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることを禁止しています。

行政機関	禁 止	
事業者		
個人		※障害者差別解消法では対象外

【差別に該当する可能性のある事例】

- ・アパートを借りるときに障害があることを伝えると、それを理由に貸してくれなかった。
- ・盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら、入店を断られた。
- ・障害がある人は保護者や介助者が一緒でないと窓口対応しないといわれた。
- ・本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。

② 合理的配慮に関すること

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。

行政機関	義 務	
事業者		※障害者差別解消法でも、R6.4~「義務」
個人		※障害者差別解消法では対象外

【合理的配慮の例】

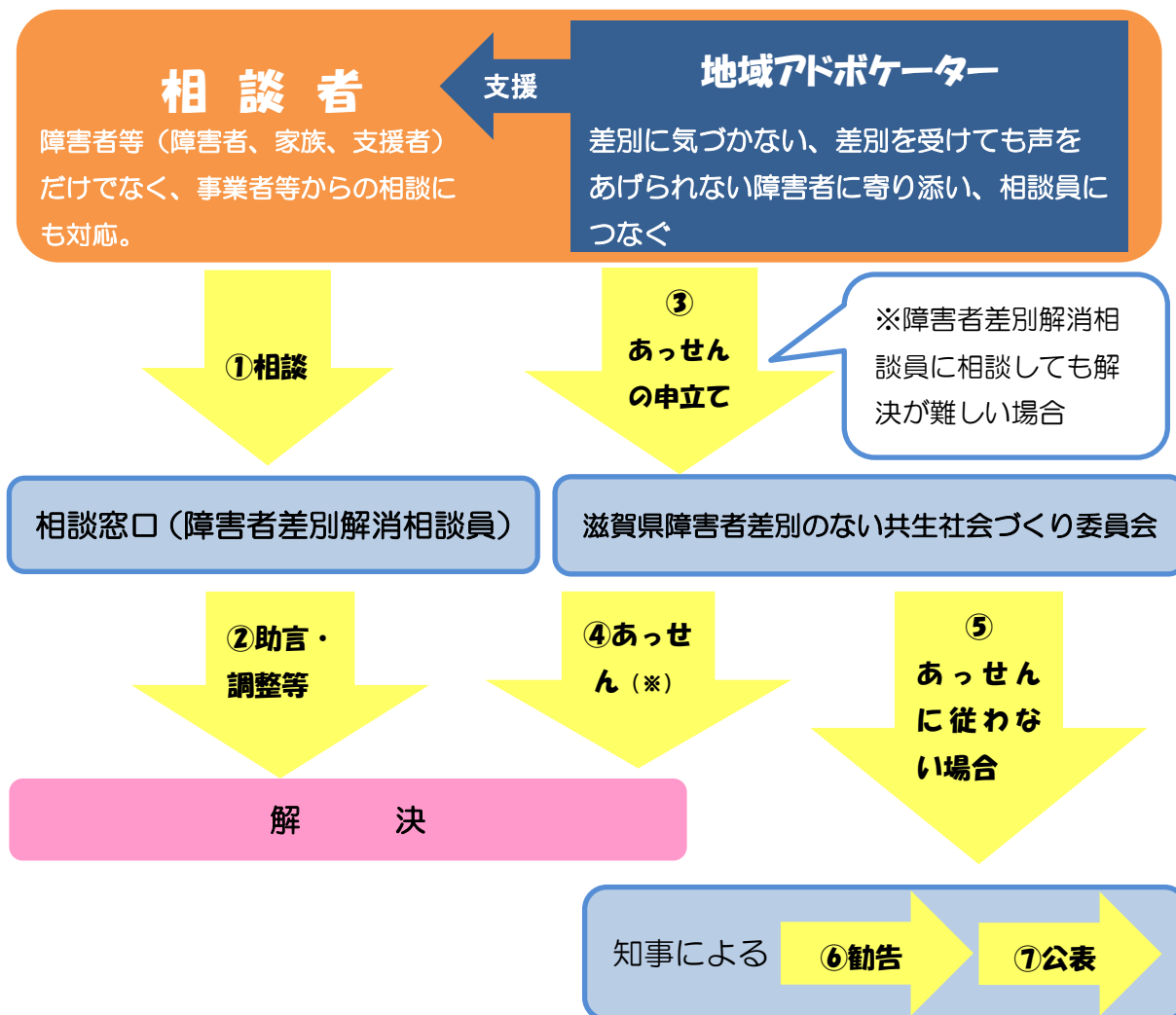
- ・窓口で聴覚障害のある人からの申出に応じて、手話や筆談で対応した。
- ・駅で視覚障害のある人からの申出に応じて券売機の操作を手伝った。
- ・申出に応じて資料にフリガナをつけたり、わかりやすい表現で説明した。
※申出がなくとも事前的な対応を心掛けることも重要です
- ・「人の多い待合室は周囲が気になって落ち着かず、順番を待つのが難しい」との申し出に応じて、別のスペースを確保した。

③ その他

- ・不適切な行為に関すること
- ・不快・不満に関すること
- ・環境の整備に関すること
- ・意見・要望等
- ・問合せ
- ・その他

(2)相談体制と助言・あっせんの仕組み

相談・解決の仕組み



※あっせん

相談者と事業者等の間に第三者(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会)が入って、双方の主張を確かめ、事案が解決されるように努める話し合いの手続きのことです。

(3)障害者差別解消相談員

条例に基づき、差別を受けたり、合理的な配慮がなされなかったりなどの相談に応じ、必要な助言や調査、調整などを行うため、差別解消に関する専門性をもって中立の立場で相談に応じる障害者差別解消相談員(以下「相談員」という。)を滋賀県健康医療福祉部障害福祉課共生推進・障害認定係に2名配置しています。

相談員は、障害福祉課共生推進・障害認定係に設置した専用の電話やメールで相談を受け付け、事案の解決に努めています。

(4)地域アドボケーター(地域相談支援員)

地域アドボケーター(条例上の名称は「地域相談支援員」)は、自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害者の権利を擁護し、相談員につなぐ役割を担っていただける方に就任いただき、相談員と連携しながら、事案の解決を図っています。令和5年10月1日から2

年間、3期目の体制となっています。

<地域アドボケーターの地域別人数> (令和5年度末時点)

圏 域 名	市 町	合 計
大津圏域	大津市	6人
湖南圏域	草津市 守山市 栗東市 野洲市	5人
甲賀圏域	甲賀市 湖南市	4人
東近江圏域	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町	2人
湖東圏域	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	4人
湖北圏域	長浜市 米原市	4人
高島圏域	高島市	1人
合 計		26人

2 相談実績

(1)令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)相談概要について

相談員に寄せられた新規相談件数は、合計79件でした。

	新規受付	前年度から 継続	次年度へ継続	終結
令和5年度	79	2	2	79
令和4年度	90	1	2	89

令和5年度 月別・相談件数および対応回数

- 新規事案件数 計 79 件【令和4年度実績 新規事案件数 90 件】
(別途、令和4年度からの継続件数 2件)
- 男性 39 件、女性 42 件
- 相談対応回数 計 211 回

令和5年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規事案件数		5	7	14	6	7	8	6	4	7	2	3	10	79
相談対応 状況	対応 回数	10	15	29	17	17	26	16	8	25	8	6	34	211

※ 平均 2.1 回(頻回相談者2名を除く)(相談1件あたり対応回数)

回数	1～5回	6～10回	11～15回	16～20回	21～25回	26～30回	31回以上
件数	73	5	1				2

※ 頻回相談(31回以上)(新規1、継続1)

ア 相談内容の類計

○類型の定義

類 型	定 義
①差別(不当な差別的取扱い)	障害を理由とする差別に該当するもの、または該当するおそれのあるもの(障害者差別解消法での「不当な差別的取扱い」に相当)。
②合理的配慮の不提供	合理的配慮の不提供に該当するもの、または該当するおそれのあるもの。
その他	
③不適切な行為	障害者差別解消法で言う①差別や②合理的配慮の不提供には該当しない(おそれも含む)が、差別的・不適切な行為があったと思われるもの
④不快・不満	差別的・不適切な行為があったことを確認できないが、相談者が差別的と捉え、不快・不満があったもの ただし、年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものは除く
⑤環境の整備	施設の構造の改善および設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に関するもの
⑥意見・要望等	年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものや、差別以外の相談、意見、要望に類するもの
⑦問合せ	法や条例、制度等の内容に関する問合せ
⑧その他	上記に分類できないもの

○令和5年度 類型別相談件数 ※分野は条例第2条に規定する分野(22頁参照)(継続2件含む)

類型 分野	① 差別	② 合理的 配慮の 不提供	その他						合 計
			③不適切 な行為	④不快・ 不満	⑤環境の 整備	⑥意見・ 要望等	⑦問合せ	⑧その他	
ア 教育	0	1	0	2	0	0	0	0	3
イ 労働	1	2	5	1	0	3	1	1	14
ウ 商品	4	1	1	0	0	0	0	0	6
エ 福祉	0	0	2	4	0	1	0	0	7
オ 障害福祉	0	0	0	0	0	1	0	1	2
カ 医療	0	1	0	2	0	0	0	1	4
キ 建物	0	0	0	1	2	2	1	0	6
ク 不動産	1	0	0	0	0	0	0	0	1
ケ 地域	0	2	0	3	0	0	1	0	6
コ 情報	0	3	0	0	0	0	0	0	3
サ 意思	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シ その他	0	0	4	4	0	12	6	3	29
合 計	6	10	12	17	2	19	9	6	81
			65						

ウ 相談者等の障害種別

障害種別	令和5年度件数	令和4年度件数
肢体不自由	16	20
視覚障害	3	3
聴覚障害	6	6
内部障害	1	4
知的障害	5	22
精神障害	32	38
発達障害	14	15
難病	1	1
その他・不明	11	9
合 計	89件	118件

※複数の障害種別に該当する場合がありますため、合計は相談件数と一致していません。

エ 相談者の属性

相談者	令和5年度件数	令和4年度件数
本人・(当事者)	49	40
家族	10	16
地域アドボケーター	4	11
支援者	1	7
関係者	4	6
事業者	4	2
行政(市町他)	9	8
その他	0	2
合 計	81件	92件

※地域アドボケーターが当事者、支援者に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致していません。

(2)相談件数等のクロス表

ア 令和5年度 障害種別と相談者

	本人等	家族	地域アドボケーター	支援者	関係者	事業者	行政(市町他)	その他	総計
肢体不自由	10	1	1	0	2	2	0	0	16
視覚障害	3	0	0	0	0	0	0	0	3
聴覚障害	1	1	1	1	0	1	1	0	6
内部障害	0	0	0	0	0	0	1	0	1
知的障害	1	3	1	0	0	0	0	0	5
精神障害	22	5	1	0	3	0	2	0	33
発達障害	10	2	0	0	0	1	2	0	15
難病等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・その他	7	0	0	0	1	0	3	0	11
合 計	54	12	4	1	6	4	9	0	90

イ 令和5年度 相談分野と障害種別

	肢体不 自由	視覚 障害	聴覚 障害	内部 障害	知的 障害	精神 障害	発達 障害	難病等	不明・ その他	総計
ア 教育	0	0	0	0	2	0	1	0	0	3
イ 労働	0	0	1	0	2	7	4	0	1	15
ウ 商品	2	0	3	0	0	1	0	0	0	6
エ 福祉	2	0	0	0	0	2	1	0	2	7
オ 障害福祉	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3
カ 医療	1	0	0	0	0	4	1	0	0	6
キ 建物	3	1	0	0	0	1	0	0	1	6
ク 不動産	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
ケ 地域	2	1	0	1	0	1	0	0	1	6
コ 情報	2	0	1	0	0	2	0	0	0	5
カ 意思	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シ その他	4	1	1	0	0	13	7	0	6	32
合 計	16	3	6	1	5	33	15	0	11	90

(3)相談事例

令和5年度に障害福祉課に寄せられた相談に対して相談員等が対応した事例について紹介します。なお、事例の取扱いにあたっては、個人情報取扱事務の適正な執行を図る観点から、実際の事案を踏まえつつ、内容を一部変更するなどしています。

【事例1】

レンタカーの貸し渡しに関する相談(商品・サービス分野)

【相談の内容】

聴覚に障害のある人がレンタカーを借りようとしたところ、意思疎通ができないので貸し渡しができないと断られた。

【対応概要】

県から障害者差別解消法や条例についての説明、他の支店では貸し渡しをしてもらっていたこと等を説明し、借りることができた。

【区分】 不利益取扱・聴覚障害

(問題点)

- ・貸し渡しができないことについて、貸渡しマニュアルで「日本語で意思疎通ができない場合」と記載があり、店員は関係法令をよく理解しないままに断った。

(改善点)

- ・聴覚障害者の障害特性を理解することと、貸渡しマニュアルの適正な運用。

(対応)

障害者差別解消法および条例に関する資料を持参し説明。

【事例2】

自治会の役員に関する相談(地域活動分野)

【相談の内容】

自治会の役員はみんなが輪番で担当しているので引き受けるように言われた。

【対応概要】

障害のある人でもできる役を担当するように助言した。

【区分】合理的配慮・肢体不自由(下肢)

(問題点)

- ・相談者の障害を考慮しないで自治会の役員を一律輪番で回している。

(改善点)

- ・障害のある人が引き受けられるような役を担当した。

(対応)

- ・自治会は障害者差別解消法および条例において事業者として扱われるため、合理的配慮の提供が義務となっていることを説明。

【事例3】

アパートの仲介に関する相談(商品・サービス分野)

【相談の内容】

アパートを借りるため仲介業者に依頼したところ、収入面の調査で障害年金を受給していること、精神障害者福祉手帳を持っていることを説明すると、借りたいアパートの内覧が保留とされた。

仲介業者に事情を聞いたところ、相談者の障害を理由に内覧を保留にしたのではなく、収入面等を考慮したとの回答があった。

【対応概要】

障害者差別解消法および条例に関する資料により説明した。

【区分】合理的配慮・精神障害

(問題点)

- ・収入面から内覧を保留にしたとのことであるが、障害者差別解消法や条例について知らないことが分かった。

(改善点)

- ・社内等への関係法令を周知する。

(対応)

- ・障害者差別解消法および条例に関する資料を送付し説明。今後は関係法令を社内等に周知し、合理的配慮の提供が義務であることを理解し、適切に対応するよう依頼。

【事例4】

金融機関の手続きに関する相談(商品の販売・サービス分野)

【相談の内容】

金融機関で口座変更の申し込みをする際、障害特性により自書が難しいにもかかわらず、口座番号等の記入を自書でできるよう求められた。

【対応概要】

条例で合理的配慮の提供が義務となっていることを説明した。

【区分】合理的配慮・肢体不自由(上肢)

(問題点)

- ・金融機関の取り決めで個人情報自書することとしている。

(改善点)

- ・一人暮らしで親族に依頼できないなど、障害のある人の事情を考慮。

(改善点)

- ・金融機関の責任者の判断で柔軟な対応をしてもらえることとなった。

(4)相談活動のまとめ

令和5年度は条例を施行して5年目となり、より丁寧な相談対応を行うよう努めました。

ア 相談体制・対応

相談窓口には、様々な障害特性や背景を持つ方から、幅広い分野や場面に関わる相談が寄せられています。

相談者に寄り添い、どのような相談でもまずは傾聴し、そのうえで、明らかに差別や合理的配慮の不提供に関するものではないと判断した相談については、適切な関係先に相談者の主訴を伝えた上で対応を依頼しました。

イ 相談対応能力の向上に向けた取組

相談員には、様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められており、日々の相談活動の検証を定期的に行い、相談対応能力を向上していくこととしています。

また、毎年行われる内閣府主催の「障害者差別解消支援に関する相談対応向上ブロック研修会」に参加するとともに、近隣府県で定期的に差別解消を担当する相談員や担当者による合同研修会・意見交換会を合同で開催し、相談員の相談対応能力の向上や日頃の相談員相互の意見交換の土壌の形成を図っています。

ウ 事業者への具体的提案等

事業者との調整活動の中では、単に障害者差別解消法や条例の趣旨を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な提案を行うことや障害のある人がより社会参加しやすくなるような環境整備を事業者にはたらしかせることが重要です。

こうした観点からも、蓄積された相談事例をしっかりと分析し、具体的な対応の提案や、好事例を広めていくように努めました。

また、事業者に対する周知啓発については、事業者にとって相談解決に携わることが、障害のある人もない人も共に生きる社会(共生社会)の実現に繋がり、事業者の事業展

開にとっても大切なことを伝え前向きな対応をしていただくことに心がまりました。

そのような観点から令和6年4月から障害者差別解消法で事業者が義務となることを周知し、これまで条例で義務となっていたことと合わせてさらに合理的配慮の提供に対する認識が深まるように努めました。

エ 県内関係機関等との調整

条例の相談窓口には、様々な分野・場面の相談が寄せられており、必要に応じて市町や県内の関係機関等と連携して対応する必要があります。相談者はどこに、どのように相談すればいいかわからず、当窓口で相談されることがあります。その場合はまず、相談者の気持ちに寄り添いながら、抱えておられる問題の所在を明確にし、関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行うようにしました。

オ 近隣府県との連携

県外で起こった相談事案については相談者の理解を得た上で、日頃の近隣府県との連携体制を通じて該当府県の相談窓口に対応を依頼しました。

3 その他の活動状況

(1) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催

○委員会の役割

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」としての機能も兼ねています。

○令和5年度開催結果

令和5年8月

- ・「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の取組状況等について
- ・「滋賀県障害者プラン2021」の進捗状況および中間見直しについて

(2) 地域アドボケーター、市町担当者情報交換会の開催

障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、相談員と地域アドボケーターだけで解消を図ることは困難であり、市町や関係機関とも情報を共有し、共に解決していくことが肝要です。そこで、福祉圏域ごとの情報交換会を行い、今後の連携のあり方、相談員の資質向上などについて考える機会とすることを目的に開催しています。

○令和5年度開催なし

(3) 普及・啓発活動

この条例は障害者差別を解消し、共生社会の実現を目指すものであるため、県民・事業者の方々に広く周知を図り、条例の内容や障害に関する理解を深めていただくことが重要と考えています。

このため、条例や障害者差別解消法についての研修や説明会の実施、条例の内容を分かりやすく解説したパンフレットの配付、各種媒体を用いた広報、各種イベント等における重点的な広報活動、周知、条例のガイドライン等により周知・啓発を図っています。

ア 条例フォーラム等の実施

条例や障害者差別解消法について、県民、企業、市町、関係団体等を対象としたフォーラムを開催し、条例や法の趣旨の周知・啓発を図っています。

○ 令和5年11月9日(木) ひこね文化プラザ エコホール 48人参加

1. 第1部 基調講演「障害者雇用の現状とあり方～誰もが活躍できる社会を～」

講師：特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター 理事長 城 貴志 氏

2. 第2部 シンポジウム「障害者雇用の取り組みについて」

シンポジスト：宮川バネ工業株式会社 代表取締役 宮川 草平 氏

ヤンマーシンビオシス株式会社 滋賀事業部事業部長 太田 光典 氏

コーディネーター：特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター 理事長 城 貴志 氏

イ 出前講座(研修・説明会実績)

条例の内容や障害理解を深めるため、企業・学校・自治会などの研修会等に相手方のリクエストに応じて、専門家や障害当事者を講師として派遣するなど、計61回の出前講座を行いました。

県職員に対しても、条例や障害理解について、実際の相談事例も交え、繰り返し啓発を実施しています。

ウ 合理的配慮の助成事業

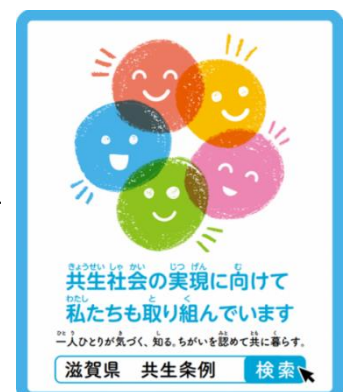
障害を理由とする差別の解消を推進するため、事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するために要する費用の一部を助成しました。

種 別	内 容	令和5年 度実績	
コミュニケーションツールの作成	点字メニュー、チラシの音訳、コミュニケーションボードなど(上限額3万円)	0件	
物品の購入	筆談ボード、折りたたみ式スロープ、高さ可動式テーブルなど(上限額5万円)	3件	筆談ボード 折りたたみスロープ
工事の施工	簡易スロープや手すり、多機能トイレなどの工事の施工にかかる費用(上限額 10 万円)	4件	手すり設置 スロープ設置
研修等開催	障害特性や合理的配慮の提供方法への理解を深めるための研修等(上限5万円)	0件	
合 計		7件	

エ 共生社会サポーター

条例の理念等に共感し、理念等に沿って積極的に取り組んでいく意思を持つ事業者が、その意思を対外的に表明するためのツールとして、共生社会サポーターステッカーの配付を令和5年3月から開始しました。このステッカーを利用し、条例の理念の普及を図っていきます。

○サポーター事業所数 18 事業所(令和6年3月末現在)



4 課題に対する今後の取組

(1)事業者・県民への普及・啓発等について

ア 相談体制等について

条例に基づき相談体制が整備され、5年目に入り、地域アドボケーターや障害者差別解消相談員が受け付けた新規相談件数は79件でした。

令和2年度から4年度は、コロナ禍における感染拡大防止の観点から、極力人との接触を避けることなど、相談の環境も大きく変化しました。障害者差別解消相談員への相談は、電話によるものが多くを占めていますが、そのほかのリモートなどにも対応していく必要があります。

引き続き、相談窓口の周知を行うとともに、相談を拾い上げていくアウトリーチの方法について考えていきたいと思えます。

イ 事業者・県民へのはたらきかけ

相談を受け、差別をしたとされる側に不適切な対応があったと認められる場合には、原則としてその当事者や事業者に対し、速やかに事実確認を行うこととしています。

令和5年度は、民間事業者の中でも、障害のある方が日常的に利用される場所での不適切な対応に係る相談も比較的多く寄せられています。

これは、障害のある方の差別や合理的配慮にかかる意識が向上したことも一因ですが、条例で合理的配慮の提供が義務づけられている民間事業者への啓発の必要性が浮き彫りになったものと考えられます。また、令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が法律上も義務化されたことを踏まえ、出前講座等を通じた民間事業者を含む幅広い層への周知啓発に力を入れていきたいと考えています。

(2)関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

ア 地域アドボケーターの機能強化

地域アドボケーターは、滋賀県独自の取組であり、条例の実効性を担保する核となる存在です。令和5年度は地域アドボケーターを通じた相談は4件と令和4年度の11件から減少しました。

障害当事者への周知が不足している課題があり、当事者等がより適切な方に相談できるよう、アドボケーターのプライバシー保護にも配慮しながらそれぞれの得意・専門分野やこれまでの経験等をホームページに掲載するとともに、障害者手帳交付時にお知らせをするなど、周知に努めています。

引き続き、地域アドボケーターの周知に努め、地域アドボケーター同士の定期的な情報交換会や差別事例の検討など、課題の共有をしながらスキルの向上に努め障害者差別の解消につなげていきます。

イ 市町、関係機関等との連携強化

障害者差別解消法に基づき、県内の各市町においても相談窓口が設置されており、主に既存の機関(ほとんどは障害福祉担当課)で対応がなされているところです。

障害者差別や合理的配慮の不提供が、障害のある方の身近な生活圏域で発生していることを考えると、県の相談窓口と市町との連携は必要不可欠であると考えています。

県に様々な寄せられる相談事例を、広く公開し、市町や関係機関と共有することで、県全体への波及効果や改善の道しるべとなることから、様々な機会を通じて連携を深めていきたいと考えています。

(3)最後に

平成28年4月に施行された障害者差別解消法は、障害者への差別を解消していくための努力を、社会全体で積み重ねていくことを理念として掲げ、行政機関や民間事業者に対し、障害のある方への「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を求めました。

本県では令和元年10月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を全面施行し、法を上回る義務付けを行っています。

令和3年6月には改正障害者差別解消法が公布され、令和6年4月1日に施行されたことにより、法律では「努力義務」とされてきた民間事業者の合理的配慮の提供が本県条例と同じく義務となりました。

本県では、条例に基づき相談体制の整備や普及・啓発を行ってきたものの、令和3年度の人権に関する県民意識調査において、条例を知っていると答えた方は9.1%(名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない:33.5%)にとどまっており、条例の理念や相談窓口について、障害のある方はもとより県民の皆さんへの更なる周知を図る必要があります。

障害のある人もない人も互いに多様な価値を認め合う共生社会を目指すためには、県民一人ひとりが、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に定義している「障害の社会モデル」の考え方を理解し、自分事として捉えることが重要であると考えます。

今後も市町や関係機関、事業者等との連携を深めながら、工夫した取組を行っていきます。

参考資料 条例第2条の定義における差別の分野別規定

類 型	定 義
ア 教育	<p>教育を行う場合において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア)その年齢および特性を踏まえた教育を受けることができるようにするための適切な指導および支援を行わないこと。</p> <p>(イ)障害者およびその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)への意見聴取および必要な説明を行わず、またはこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者を就学させるべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。))および特別支援学校(小学部および中学部に限る。)をいう。)を決定すること。</p>
イ 労働・雇用	<p>労働者を募集し、または採用する場合等において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア)障害者の応募または採用を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。</p> <p>(イ)賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について不利益な取扱いをすることまたは解雇すること。</p>
ウ 商品の販売またはサービスの提供分野	<p>商品またはサービスを提供する場合において、これらの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
エ 福祉分野	<p>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該福祉サービスの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
オ 障害福祉分野	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、意に反して同項に規定する施設もしくは同条第11項に規定する障害者支援施設に入所させようとし、または同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させようとする事。</p>
カ 医療分野	<p>医療を提供する場合において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア)医療の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p> <p>(イ)意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、または隔離すること。</p>
キ 建物・公共交通分野	<p>不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設または公共交通機関において、これらの利用を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
ク 不動産取引分野	<p>不動産の取引を行う場合において、不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。</p>
ケ 地域活動分野	<p>県民が地域における活動を行う場合において、当該活動に参加することを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
コ 情報の提供分野	<p>情報の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
サ 意思表示の受領分野	<p>意思の表明を受けることを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
シ その他	<p>アからサまでに掲げるもののほか、不利益な取扱いをすること。</p>

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会

(任期：2025年10月30日まで)

(50音順・敬称略)

構成機関等	役職	氏名
(特非)滋賀県精神障害者家族会連合会	理事	秋野 由美子
(社福)滋賀県社会福祉協議会	社会福祉研修センター 所長	安部 恵理
(公財)滋賀県身体障害者福祉協会	会長	大西 孝雄
滋賀県医師会	副会長	木村 隆
滋賀県障害者自立支援協議会	彩社会福祉士事務所 代表	坂本 彩
(公社)滋賀県手をつなぐ育成会	理事長	崎山 美智子
滋賀県商工会議所連合会	びわ湖花街道 代表取締役	佐藤 祐子
(特非) 滋賀県社会就労事業振興センター	理事長兼センター長	城 貴志
滋賀県精神保健福祉士会	障害者相談・生活支援 センター やすらぎ	杉山 更紗
(特非) J D Dnet滋賀	滋賀県自閉症協会 事務局代行	高木 節子
滋賀弁護士会	弁護士	竹下 育男
滋賀県精神科診療所協会	ひつじクリニック院長	田中 和秀
龍谷大学	准教授	樽井 康彦
(社福) 滋賀県聴覚障害者福祉協会	常務理事	中西 久美子
滋賀県特別支援教育研究会	会長	細谷 亜紀子
長浜米原しょうがい者自立支援協議会	権利擁護部会部会長	美濃部 裕道
滋賀県中小企業家同友会	ユニバーサル委員長	宮川 草平
(社福) 滋賀県視覚障害者福祉協会	副会長	山中 淳喜
(特非)滋賀県難病連絡協議会	理事	山根 寿美子
滋賀県市長会	高島市健康福祉部長 兼福祉事務所長	山本 功

滋賀県地域相談支援員（地域アドボケーター）一覧

令和5年度末時点

圏域	所属または 居住市町	氏名	これまでの経験や得意・専門分野について
大津地域	滋賀県大人の発達障害者の会 niwaniwa	佐藤 信吾	・発達障害の当事者会を主宰して9年目です。 ・社会福祉士
	大津市障害児者と支える人の会	石黒 賀津子	・市議会議員を12年間経験しており、障がいだけでなく生活全般の相談もお受けします。私の子どもは最重度の知的障がい（自閉症）です。 ・仕事では、知的・発達障がい本人や支援者と関わることが多く、また全国から情報を得る機会も多くあります。
	ピアサポートWISH	福山 勝広	・統合失調感情障害の当事者で、ピアサポートWISHという当事者のグループでピアサポート活動をしています。 ・ピアサポートとは、当事者が当事者に対等な立場でかかわり支えるというものです。精神障害を持つ方のお力になればと思います。
	高次脳機能障害友の会しが	森岡 治美	・高次脳機能障害友の会しがに所属しています。 ・高次脳機能障害の家族として、見た目からはわかりにくい高次脳機能障害について周知活動に協力しつつ、当事者や家族のサポートをしています。
	大津市ろうあ福祉協会	塩尻 靖子	
	障害者差別のないおつをめぐす会	宮崎 康之亮	
湖南地域	栗東市手をつなぐ育成会	高畑 きぬ江	
	野洲市	角谷 美喜子	
	守山市精神障がい者と家族の会（さざなみの会）	大幡 道弘	・精神障害者と家族の会さざなみの会会長 ・守山市委託事業「みんなの居場所（精神関連）」代表 ・守山市精神障害者相談員 ・守山市内B型就労移行B型事業所理事 他
	草津手をつなぐ育成会	中島 由里子	・重度の知的障害（自閉症）の娘がいます。 ・現在NPO法人草津手をつなぐ育成会の理事長です。 ・知的・発達障害疑似体験啓発キャラバン隊「びわこ☆めだか隊」副隊長、知的障害者相談員、民生委員児童委員（主任児童委員）、ペアレントメンター、草津市人権・同和教育推進協議会副会長、その他草津市の委員をいくつかさせていただいています。
	栗東市視覚障害者福祉協会	山中 淳喜	・心身障害者相談員、栗東市心身障害児（者）連合会会長、栗東市視覚障害者福祉協会会長、滋賀県視覚障害者福祉協会副会長 ・人の話をじっくり聴いて判断すること
甲賀地域	甲賀・湖南権利擁護支援センターばんじー	桐高 とよみ	・権利擁護支援センター所長 ・社会福祉士
	湖南市障がい児者団体連絡協議会	上野 実	・障害者団体で活動しています。
	サニードイズ 訪問看護・リハビリステーション	中島 千賀子	・障がい、精神
	社会福祉法人権の木会	太田 正則	・知的障がい児者の生活活動支援や相談支援、強度行動障がいをもつ人の支援
東近江地域	近江八幡市	喜多川 みどり	
	東近江市身体障害者厚生会	夏原 稔	・東近江市身体障害者厚生会会長 継続中 ・民生委員3期9年継続中
湖東地域	(特非) 障害者自立支援センター葦の舟	片岡 博	
	彦根市	岸田 清次	・元民生委員、児童委員（6年） ・障害者スポーツ
	多賀町	柴田 勝義	
	彦根市	奥村 ますみ	・彦根市精神障害者家族会（集まろう会）や、滋賀県精神障害者家族会連合会（鳩の会）に所属し、障害者と家族の悩みや生きづらさを共有し、情報交換や学習の場の提供に関わっています。
湖北地域	長浜市身体障害者協会	酒井 なつ	・視覚障害者2級 視力0.02左右 ・どうかよろしくお願ひ申し上げます。
	(社福) ぼてとファーム事業団	佐野 武和	・人権や差別に関しての活動、講演。
	米原市聴覚障害者協会	田邊 理恵子	
	長浜市手をつなぐ育成会	太田 和廣	・長浜市手をつなぐ育成会役員
高島地域	高島市	谷口 まゆみ	・民生委員3期 ・障がい福祉施設に勤務